

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	一
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	一
○令和二年宮城県告示第九百二十八号(宮城県資源管理方針)の 部改正	(水産業基盤整備課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正す る告示	(契約課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(契約課)	一
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について 監査委員		一五
○行政監査の意見に対する措置の公表		一五
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表		二〇

告 示

○宮城県告示第五百二十八号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 メチルニール「一」(四「フルオロブチル」一「H」インドール「三」カルボキサミド)

「三」三「ジメチルブタノアイト及びその塩類

(通称名「4-FMDMBAICA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われた日

令和三年六月二十九日

○宮城県告示第五百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

青木川地区

二 処分の年月日

令和三年六月十八日

○宮城県告示第五百三十号

令和二年宮城県告示第九百二十八号(宮城県資源管理方針)の一部を次のように改正し、令和三年七月一日から施行する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八一(一)ロ(ロ)中「三日以内」の下に「(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りでない。)」を加え、同「一」(二)ロ(イ)中「翌月」を「翌月の」に改め、同「一」(二)ロ(ロ)中「三日以内」の下に「(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるお

それがなくなったと認めるときは、この限りでない。」を加え、同4(一)ロ(イ)中「翌月」を「翌月の」に改め、同4(一)ロ(ロ)中「大臣管理区分」を「知事管理区分」に、「大臣管理漁獲可能量」を「知事管理漁獲可能量」に、「翌月」を「翌月の」に改め、同5(一)ロ(イ)中「翌月」を「翌月の」に改め、同5(一)ロ(ロ)中「大臣管理区分」を「知事管理区分」に、「大臣管理漁獲可能量」を「知事管理漁獲可能量」に、「翌月」を「翌月の」に改め、同7の次に次のように加える。

8 まさば及びごまさば太平洋系群

(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
まさば及びごまさば漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

(ロ)の対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

(ロ) 対象とする漁業

定置網漁業及びその他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までとする。

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をまさば及びごまさば漁業に配分する。

(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、年間操業日数三百三十日とする。

(四) その他資源管理に関する重要事項

特になし

9 ずわいがに太平洋北部系群

(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

ずわいがに漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

(ロ)の対象とする漁業が、ずわいがに太平洋北部系群の採捕を行う水域

(ロ) 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業及びその他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがに太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までとする。

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をずわいがに漁業に配分する。

(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一万三千八百隻日とする。

(四) その他資源管理に関する重要事項

特になし

○宮城県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町上小鱈三三七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

令和三年六月二十九日

その関係図面は、令和三年六月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の区間		変更の備考
前	後	前	後	備考
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
三九・八	三九・八	三九・八	三九・八	
一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	
四〇・七	四〇・七	四〇・七	四〇・七	
二九二・二	二九二・二	二九二・二	二九二・二	
七四八・九	七四八・九	七四八・九	七四八・九	
一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	
四〇・七	四〇・七	四〇・七	四〇・七	
二九二・二	二九二・二	二九二・二	二九二・二	
六四三・九	六四三・九	六四三・九	六四三・九	
二九二・二	二九二・二	二九二・二	二九二・二	
四〇・七	四〇・七	四〇・七	四〇・七	

○宮城県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻港線

三 道路の区域

変更の区間	変更の備考
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
備 考	備 考

石巻市門脇町三丁目八番一五地先から 同市中央二丁目九一番五地先まで			
後	A	前	A
—	六・三 二二・二	六・四 二五・二	一一・〇 二二・二
—	一、六四二・五	四三三・四	九〇一・一
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

○宮城県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻河北線
- 三 道路の区域

変更の区間 石巻市中央三丁目七二番七地先から 同市中央三丁目五番一五地先まで			
後	A	前	A
九・八 一二・三	—	八・七 一一・五	—
—	—	—	二二五・一
敷地の幅員（メートル）			
敷地の延長（メートル）			
備 考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

○宮城県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市大街道東二丁目一〇七番一〇地先から 同市南光町二丁目一五一一番三三番三三番地先まで	令和三年 六月二十九日

○宮城県告示第五百三十七号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四条第一項中「十一月一日」を「十月一日」に改め、同条第二項中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第二項」に改める。

第六条第二項Cの表(1)建設コンサルタントの項中「流体工学又は交通・物流機械及び建設機械」を「~~土木工学又は建設機械~~」に、「農業土木」を「農業農村工学」に改める。

第十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第四項中「第一項第三号」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第三号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、有資格者が地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認められるときは、参加資格を取り消すことができる。

第十三条中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

様式第一号及び様式第一号の二中「~~建設機械~~」を「~~土木工学~~」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

経 営 規 模 等 総 括 表

商号又は名称

1 営業収入実績高

業 種	部 門	前々事業年度分決算実績高 (千円)		前事業年度分決算実績高 (千円)		業種別年間平均実績高 (業種別の直近2年の 年間平均実績高) (千円)		
		自	年	月	自		年	月
		至	年	月	至		年	月
測 量	1 公共測量							
	2 その他							
	小 計							
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	1 河川, 砂防及び海岸・海洋							
	2 港湾及び空港							
	3 電力土木							
	4 道路							
	5 鉄道							
	6 上水道及び工業用水道							
	7 下水道							
	8 農業土木							
	9 森林土木							
	10 水産土木							
	11 造園							
	12 都市計画及び地方計画							
	13 地質							
	14 土質及び基礎							
	15 鋼構造及びコンクリート							
	16 トンネル							
	17 施工計画・施工設備及び積算							
	18 建設環境							
	19 機械							
	20 電気電子							
	21 その他							
	小 計							
地 質 調 査	1 土質調査							
	2 岩盤調査							
	3 物理探査							
	4 試験・計測							
	5 その他							
	小 計							
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	1 土地調査							
	2 土地評価							
	3 物件							
	4 機械工作物							
	5 営業補償・特殊補償							
	6 事業損失							
	7 補償関連							
	8 総合補償							
	9 その他							
	小 計							
建 築 設 計	1 建築							
	2 電気設備							
	3 機械設備							
	4 耐震診断							
	小 計							
	そ の 他							
	合 計							

※ 消費税を含まない額を記入すること。

2 自己資本額

区 分	直 前 決 算 時 (千円)
株 主 資 本	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	
新 株 予 約 権	
計	

3 職員の数

測 量	
測 量 士	測 量 士 補

建設コンサルタント								
技 術 士								
機 械	電 気 電 子	建 設	上 下 水 道	農 業	森 林	水 産	情 報 工 学	応 用 理 学

建設コンサルタント						
1級土木施工 管理技士	環 境 計 量 士	第1種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線路 主任技術者	RCCM	そ の 他

地 質 調 査			
技 術 士			
建 設	応 用 理 学	地 質 調 査 技 士	そ の 他

補償コンサルタント				
不動産鑑定士	土 地 家 屋 調 査 士	司 法 書 士	補 償 業 務 管 理 士	そ の 他

建 築 設 計					
構 造 設 計 1 級 建 築 士	設 備 設 計 1 級 建 築 士	1 級 建 築 士	建 築 設 備 士	2 級 建 築 士	建 築 積 算 士

その他の職員	合 計

4 営業年数

営業を開始した時
年 月

転廃業（休業）の期間			
年 月	～	年 月	年 月

営業年数
年

様式第三号を次のように改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号 (第8条関係)

建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名 印

年 月 日付で承認を受けた建設関連業務競争入札参加資格については、下記のとおり申請内容に変更があったので届け出ます。

1 承認番号 第 号

2 変更内容

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(注)1 次に掲げる事項に変更があった場合、速やかに提出すること。

- ① 法令等の登録に係る登録番号及び登録年月日
- ② 商号
- ③ 本店の所在地 (郵便番号を含む。)
- ④ 本店代表者の氏名
- ⑤ 受任機関の名称・所在地 (郵便番号を含む。)
- ⑥ 受任者の氏名
- ⑦ 本店又は受任機関の電話・ファクシミリ番号・メールアドレス

2 添付書類等については、下記のとおりとする。

- (1) ①に該当する場合は、登録証明書等の写しを添付すること。
- (2) ②～④に該当する場合は、登記事項証明書を添付すること (写し可)。
- (3) ④において委任先の登録がある場合は、委任状も併せて提出すること。
- (4) ③、⑤で建築設計を行う事業所の変更の場合は、所在地変更に係る建築士事務所登録の「変更届」の写し (ただし、同一都道府県内での所在地変更の場合は不要) も添付すること。
- (5) ②、④、⑥に該当する場合は、商号又は氏名にふりがなを振ること。
- (6) ⑤、⑥に該当する場合は、委任状を提出すること。
- (7) ⑦に該当する場合は、添付書類は不要。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年六月二十九日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の第六条第二項Cの表(1)建設コンサルタントの項に規定する資格取得者に該当する者は、改正後の第六条第二項Cの表(1)建設コンサルタントの項に規定する資格取得者とみなす。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市藤浪一丁目百九十二番一、百九十四番一、百九十五番一、百九十五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市藤浪一丁目五番三十二号

株式会社上の組

石川県白山市松本町二千五百十二番地

株式会社クスリのアオキ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 E M C試験システム 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和四年二月十八日（金）

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター（詳細は仕様書のとおり）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和三年七月五日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凜太郎 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年七月五日(月)まで2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月五日(月)午前九時から令和三年七月八日

(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月八日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年七月十二日(月)午前九時から令和三年七月十三日(火)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年七月十三日(火)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年七月十五日(木)午前十時 宮城県行政庁舎一階出納局会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一十号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Electromagnetic Compatibility (EMC) testing system (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : February 18, 2022 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : 10M Anechoic Chamber, EMC General Experiment Building, Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid Submission : July 13, 2021 (Tue), 5:00 p.m.
- 5 Contract Information : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 購入物品及び数量 サブミクロン三次元X線顕微鏡システム 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和四年二月二十八日(月)
- 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター(詳細は仕様書のとおり)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和三年七月五日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凛太郎 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年七月五日(月)まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月五日(月)午前九時から令和三年七月八日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月八日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年七月十二日(月)午前九時から令和三年七月十三日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年七月十三日(火)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

令和三年七月十五日(木)午前十時五分 宮城県行政庁舎一階出納局会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一十一号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Sub-micron 3D X-ray microscope system (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : February 28, 2022 (Mon.)
- 3 Place of Delivery : R-222 X-Ray Analysis Room, Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid Submission : July 13, 2021 (Tue), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年六月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院の項を削り、医療法人徳洲会仙台徳洲会病院の項の次に次のように加える。

独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 同 市泉区紫山二丁目一番一

別表第一の二 医療法人社団緑愛会介護老人保健施設オー・ド・エクラの項中「同 市太白区茂庭字

新御所川四〇番」を「同 市太白区茂庭二丁目三番地の三」に改める。

別表第二 医療法人社団緑愛会介護付有料老人ホームオー・ド・エクラの項中「同 市太白区茂庭字新御所川四〇番」を「同 市太白区茂庭二丁目三番地の三」に改める。

附 則

この告示は、令和三年六月二十九日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 大 田 稔 郎
宮城県監査委員 宮 城 由 加 里
宮城県監査委員 吉 田 計

1 監査委員から宮城県知事へ報告した日

令和3年3月16日

2 宮城県知事から通知のあった日

令和3年5月24日

3 措置の内容

令和2年度行政監査の意見に対する措置状況

「県有施設の安全管理について」

項 目 名	監査委員の意見	措 置 状 況
ま え が き	県有施設の安全・安心を確保するためには、日常の管理を適切に行うことはもとより、万が一の火災や災害発生時に備えて、施設の利用者や職員の安全の確保及び被害の拡大防止に係る対策を講じておくことが重要である。	今回、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）で定める施設機能の維持保全・被害拡大防止及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）で定める防火・防災

<p>管理の視点等を中心に、県が管理する県有施設を監査した結果、防火管理に対する理解や安全管理の意識が不十分な施設があり、是正又は改善を要する事例が認められた。</p> <p>そのため、前章とこれまで実施した委員監査を踏まえ、以下、監査委員として意見を述べる。</p>	<p>防火管理者の選任について</p> <p>消防法第8条の規定に基づき防火管理者の選任が必要な防火対象物であるにもかかわらず、複数年度にわたって人事異動に伴う管理者の解任及び選任の手続きがなされていない所屬が複数認められた。防火管理者は、消防法で不特定多数の人が集まる施設等の管理権原者に任命・選任することを義務付けており、火災等を未然に防ぐための管理を業務として行い、被害を防止するための施設に見合った消防計画を作成し、計画的に管理する責任者である。</p> <p>また、今回の監査において、防火管理者の選任に関する明文化された基準がなく、それぞれの所属において、管理権原者が任意で選任している状況が確認された。防火管理者は、法令に反する事案があった際には罰則が科せられることから、選任に当たっては、管理職の職員がその職に就くことが適当であると考ええる。</p> <p>なお、防火管理者となるためには、「防火管理(新規)講習」の受講が必要とされるなど、一定の資格要件があり、資格を有していない者を選任しようとする場合には、資格を取得するまでの間、防</p>	<p>消防法施行令第3条においては、防火管理者に求められる地位として、「防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができると認められるもの」と明記されていることから、御指摘のとおり、原則として管理監督的地位にある職員が防火管理者の職に就くことが適切であり、また、人事異動による防火管理者の不在期間がないように適時適切に任命するなど選任管理を徹底することが重要である。</p> <p>については、各施設において防火管理者の不在等を防止し、適時適切に防火管理者の任命・選任が行われるよう、各施設管理者に対し通知等を行うとともに、必要な助言を行っていききたい。</p>
<p>第1 施設の保全管理について</p>	<p>2 点検における要是正箇所への対応措置について</p> <p>県有建築物の長寿命化と安全性の確保を効率的に行うことを目的として、土木部営繕課では、平成26年度から延べ床面積100㎡を超える学校、図書館、寄宿舎等の特殊建築物及び500㎡を超える事務所等を対象に3年周期(学校は6年)で建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の点検を一部兼ねる「県有建築物保全点検」を実施。施設管理者が行う計画的な保全を専門的な立場から支援している。</p> <p>この点検結果において、「D判定(要是正)」とされた箇所については、おおむね速やかに改善措置が講じられてはいるものの、「C判定(要計画改修)」とされた箇所については、施設管理者が中長期保全計画の中に位置づけてもなかなか予算化されず、施設の安全管理上、利用者等の危険を回避するため、使用禁止や立入禁止の措置をとらざるを得ない状況にある施設が複数確認された。</p>	<p>県有施設の定期点検は、平成17年の建築基準法の改正により施設管理者へ義務付けられ、土木部では専門的な立場から各施設管理者への支援として、「県有建築物保全点検」を担っている。</p> <p>この点検結果については、点検時に立ち会った施設の担当職員へは口頭で、その後、遅滞なく公文書で各部署主管課を通じて施設管理者へ通知しており、「D判定(要是正)」や「C判定(要計画改修)」を中心に施設管理者が優先順位などを考慮し是正が進められているものと理解している。</p> <p>土木部営繕課では、総務部財政課に対して「D判定(要是正)」及び「C判定(要計画改修)」の検査結果を情報提供し、施設管理者における改修等の財源確保が円滑に進むよう配慮している。ただし、D判定又はC判定の施設については様々な弊害が生じることが想定されるため、定期点検時には、</p>

また、建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の年1回の点検については、施設管理者が業務委託等により実施しているが、点検が義務付けられている換気(空調)設備、排煙設備、給水設備、排水設備、非常用照明装置、防火設備及び昇降機を対象とせず実施している施設が散見されたため、改めて根拠法令等を再確認して遵守するよう改められた。さらに、消防法第4条、第16条の5の規定に基づく消防署による立入検査において、消火器具動作不良及び消火栓設備不良の指摘があり、速やかな改善を求められたにもかかわらず、4年間にわたって改善計画書の提出もなく放置されていた事案が確認された。加えて、消防用設備等定期点検においても、委託業者からは正を指摘されたにもかかわらず未改善のまま、消防署長からの指導書(消防法第17条違反)が交付された後、ようやく改善措置を講じて消防署に改善報告書を提出した杜撰な管理と言わざるを得ない事案も認められた。

法定点検や日常点検によって発見された不具合について、長期間改善せず放置するような事態は、公有財産規則で規定する「常に良好な状態に維持、保存する」ことを求めた管理の原則に反する取扱いであり、県有施設に対する安全性に疑念を招き、事故発生時には県民の信用失墜につながるおそれもあることから、速やかな改善措置を講ずるよう改められた。

当面の危険回避方法として立入禁止措置等、改修の必要な態様に合わせて専門的な立場から具体的な対策を助言・指導している。

このようなことから、土木部管轄課では、定期点検時に対策を要する施設で必要な対策が進んでいない場合、経年劣化による状態の変化などを注視の上、緊急性や危険性などを考慮して施設管理者が行う中長期保全計画の見直しに際しても、助言するなどの新たな支援策を令和3年度から実施することとしている。

建築基準法第12条第4項の規定による建築設備の点検の必要性については、土木部管轄課から各施設管理者に対して周知を図っている。しかしながら、法定点検対象か否かを施設管理者が把握し切れていない現状が散見され、このことが点検の進まない要因であると考えられることから、法定点検に関する講習会企画などの対策を土木部管轄課へ検討依頼するとともに、県庁舎等における対応状況を参考事例として施設管理者あて情報提供することについて検討していききたい。

消防法に基づく立入検査又は消防用設備等定期点検における指摘事項については、施設利用者の安全確保の観点からも速やかに改善すべき事項である。また、法定点検や日常点検によって発見された不具合についても、施設運用への影響を考慮した対応が必要であると考ええる。

しかし、施設管理業務に対する知識や経験不足等により対応が進まないことも考えられるため、県

<p>第2 施設安全確保について</p>	<p>1 火災・災害の発生時における対応マニュアル等の整備について</p>	<p>火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担、連絡体制等についての対応マニュアルを作成し、あらかじめ職員に周知しておくことが重要である。</p> <p>今回の監査において、災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況について書面調査を行ったところ、「特に整備をしていない」と回答した所属が15.6%、「部局単位で整備されたものを共有していった」と回答した所属が13.7%であった。そのほか実地監査においては、基本的事項のみの記載にとどまり実態にそぐわない内容のもの、マニュアルが所属職員に十分に周知されていないケースなどが確認された。</p> <p>また、マニュアルの内容が長期間見直されていない所属も認められたが、施設の規模や用途、利用状況等に合わせた内容となるよう随時見直しを図り、緊急時の発生に備えた事前の体制整備を万全にしておくよう努められた。</p>	<p>庁舎等における対応状況を参考事例として施設管理者あて情報提供することについて検討していききたい。</p> <p>御指摘のとおり、火災や地震発生時には災害対応マニュアルの整備、定期的な内容の見直し及び所属職員への十分な周知が重要である。</p> <p>県においては、復興・危機管理総務課において大規模災害応急対策マニュアルを作成しており、全庁的には当該マニュアルで対応にあたることになると認識しているが、施設毎の災害対応マニュアルについては、施設の規模・設備・収容人員など、各庁舎の固有の事情及び性質に応じ、各施設管理者の責任において作成されることが重要であると考ええる。</p> <p>ついでには、それぞれの施設の固有の事情を考慮した内容の災害対応マニュアルが作成されるよう、機会を捉えて周知していききたい。</p>
	<p>2 防火管理意識の徹底について</p>	<p>施設の安全・安心を確保するためには、消防計画の作成や消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務が重大かつ重要である。</p> <p>今回の監査においては、消防計画</p>	<p>御指摘のとおり、施設の安全・安心を確保するためには、消防計画の作成や訓練の立案等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務は大変重要なものである。また、消防訓練の実施にあたっては、様々な災害想定のもとで、</p>

<p>や回数が実態と相違している。あるいは災害対応や業務多忙を理由に訓練を実施していないなどの所属があり、防火管理者の認識不足等に起因した是正又は改善を要する事例が複数認められた。</p> <p>また、消防訓練は、「訓練計画の策定」、「訓練の実施」、「訓練実施結果の検証」を繰り返すことにより、職員の危機管理意識の向上や火災発生時の迅速な行動につながるが、事後検証が十分に行われず、毎年、同様の訓練を繰り返している所属も散見された。</p> <p>なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第25条第1項の規定に基づく避難器具の設置を必要とする防火対象物には、避難はしご、避難ロープ、救助袋等が設置されているものの、一部の所属においては、避難器具を訓練時に使用することもなく、かつ職員は使用方法を理解しておらず、火災等の非常事態に直面した際に的確にこれらの避難器具を使用できるか懸念される状況にあることが実地監査において確認された。</p> <p>今後は、施設の管理権原者は防火管理者に動機づけを行い、防火管理者は防火管理上必要な業務について再度確認を行い、所属職員に対して防火管理意識を徹底するよう努められたい。</p>	<p>施設に備えられている各種避難器具等を使用するなどし、所属職員の防火に係る技術の取得及び防火管理意識の向上を図ることが必要であると考えられる。</p> <p>については、各施設管理者及び防火管理者は管轄する消防機関との連携が不可欠であり、消防訓練の実施にあたっては、施設に備えられている避難器具等の使用方法を確認しながら、様々な状況を想定した訓練を行うことにより、所属職員の防火に係る技術の取得及び防火管理意識の向上に繋がるよう、消防機関と連携した実効性により周知を図ることとした。</p>	<p>施設に備えられている各種避難器具等を使用するなどし、所属職員の防火に係る技術の取得及び防火管理意識の向上を図ることが必要であると考えられる。</p> <p>については、各施設管理者及び防火管理者は管轄する消防機関との連携が不可欠であり、消防訓練の実施にあたっては、施設に備えられている避難器具等の使用方法を確認しながら、様々な状況を想定した訓練を行うことにより、所属職員の防火に係る技術の取得及び防火管理意識の向上に繋がるよう、消防機関と連携した実効性により周知を図ることとした。</p>	<p>果として今後利用する見込みのない財産（以下「当該財産」という。）の処分を円滑かつ適切に推進するため、未利用財産売却推進要領を定めている。</p> <p>当該財産についての土地境界確定等の売払い条件の整備について</p>
<p>第4 施設管理における課題等</p>	<p>1 長期の視点での施設の新・修繕について</p>	<p>われている。</p> <p>また、組織再編や組織体制の見直し等へ対応するため、執務室の配分等に当たっては、既存施設の転用などの有効活用が効率的に行われている。</p> <p>一方、組織再編や職員宿舍の廃止に伴い遊休化している施設のうち、処分が進まず今後の方針が定まっていないものなど施設管理上、問題を抱えている事案が認められた。</p> <p>特に、県立高等学校の統合再編による使用廃止後、長期間、遊休状態にある校舎等の施設については、防犯上の観点から警備業務や敷地内の草刈等の維持管理業務を継続的に業者委託するなど、恒常的に経費負担が発生しており、加えて今後も引き続き管理責任を負うリスクが相当程度想定されることから、早期に対応策を講ずる必要がある。</p>	<p>は、財産管理部門において行うものとしており、売払い条件の整った財産から順次総務部長が引き受けるものとしているが、使用廃止となった県立高等学校を含め、今後の方針が定まっていないことにより処分が進まない財産については、処分条件の整備に向け、財産管理部門と連携していく。</p>
<p>第4 施設管理における課題等</p>	<p>1 長期の視点での施設の新・修繕について</p>	<p>本県では、平成28年7月、県の所有管理する公共施設等の現状及び取り巻く将来見通しを基に、長期的・総合的な視点に立ち、今後10年間にわたる公共施設等の管理の基本方針「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定した。</p> <p>この中で令和2年度までに施設の所管課・部局において、施設の廃止・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「個別施設計画」を策定して総務部管財課が取りまとめ、県の財政状況を踏まえて年度間の経費の平準化を図りながら、更新・修繕を行っていくこととしているが、計画の策定状況は、巻末資料3「個別施設計画策定状況</p>	<p>個別施設計画については、宮城県公共施設等総合管理方針に基づき、令和2年度までに策定することとしている。</p> <p>令和2年度は、各施設の所管所属に対し令和2年9月及び令和3年2月に通知を发出し、計画の年度内策定を促した。</p> <p>令和2年度未時点でも未策定の施設については、引き続き文書等で指導するとともに、未策定の施設の状態を調査し、令和3年6月開催予定の公有財産調整会議において情報提供を行っていく。</p>
<p>第3 施設の運用状況について</p>	<p>1 遊休施設の管理について</p>	<p>果として今後利用する見込みのない財産（以下「当該財産」という。）の処分を円滑かつ適切に推進するため、未利用財産売却推進要領を定めている。</p> <p>当該財産についての土地境界確定等の売払い条件の整備について</p>	<p>は、財産管理部門において行うものとしており、売払い条件の整った財産から順次総務部長が引き受けるものとしているが、使用廃止となった県立高等学校を含め、今後の方針が定まっていないことにより処分が進まない財産については、処分条件の整備に向け、財産管理部門と連携していく。</p>

	<p>(R2.4.1現在)」のとおりとなっている。 公共施設等の更新・修繕に要する経費の確保は、県の財政運営上、重要な要素の一つであることから、計画未確定の施設については、早急に策定するよう取り組まなければならない。</p>	<p>庁舎管理については、各施設の固有の事情及びニーズに応じ、各施設管理者の責任において、それぞれ固有の事情を考慮した安全性の確保を各施設管理者が責任をもつて担うべきであり、県全体の一元管理を実施するよりも先んじて、各施設管理者の施設の安全性の確保について意識づけの強化を行うべきであると考えます。</p> <p>については、各施設管理者の防災への意識を高めることができるよう、関係法令で義務づけられている建築設備に係る法定点検・諸手続や安全管理上必要とされる消防訓練の実施及び防災マニキュアリストを作成し、それを運用することにより適正な管理ができるよう検討していききたい。</p> <p>また、各施設管理者に対し、施設の安全確保について必要な知識に係る情報の提供及び助言を行うことによる支援を行っていききたい。</p>
<p>2 県有施設に係る総合的な管理体制のあり方について</p>	<p>本県における県有施設の管理は、庁舎管理規則（昭和40年8月27日宮城県規則第64号）第3条第2項の規定で庁舎の管理責任者を定め、公有財産規則（昭和39年3月30日宮城県規則第8号）第14条の規定では、「部長、課長、地方公所長及び事務主任者は、その管理に属する公有財産を常に良好な状態に維持、保存し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」としている。今回の監査において、施設の管理はそれぞれの庁舎の管理責任者である所長が基本的にを行っていることは確認できたが、県全体として施設の管理状況を把握している体制にはなっていない実態にあることが判明した。</p> <p>このことが、関係法令で義務付けられている建築設備に係る法定点検の一部未実施や諸手続の失念、防火設備の不備の見逃ごし、安全管理上必要とされる消防訓練の未実施や対応マニキュアの未整備などの発生の一因となっていることから、公用又は公共施設の管理者として法令遵守の徹底及び施設利用者の安全確保を図る観点からも県全体の一元的な管理体制のあり方について検討すべきと考え</p>	<p>庁舎管理については、各施設の固有の事情及びニーズに応じ、各施設管理者の責任において、それぞれ固有の事情を考慮した安全性の確保を各施設管理者が責任をもつて担うべきであり、県全体の一元管理を実施するよりも先んじて、各施設管理者の施設の安全性の確保について意識づけの強化を行うべきであると考えます。</p> <p>については、各施設管理者の防災への意識を高めることができるよう、関係法令で義務づけられている建築設備に係る法定点検・諸手続や安全管理上必要とされる消防訓練の実施及び防災マニキュアリストを作成し、それを運用することにより適正な管理ができるよう検討していききたい。</p> <p>また、各施設管理者に対し、施設の安全確保について必要な知識に係る情報の提供及び助言を行うことによる支援を行っていききたい。</p>
<p>3 施設管理業務に係るマニキュアの整備について</p>	<p>施設管理業務を担当する職員には、建築・設備・防火・防災関係法令や技術的見地に基づき専門的な知識などが求められるが、今回の監査においては、各所属の担当職員から「業務内容の習得は、前任者からの事務引継に依るところが大い。」、「担当職員向けの基礎的な知識や技術を取りまとめた管理マニキュアの整備や研修会の開催が望まれる。」といった意見があった。</p> <p>県有施設の管理権限は各所属長に委ねられており、施設管理業務の担当職員は、人事異動により初めて業務に携わることになることが多い。業務内容は、管理する施設の規模、用途によりそれぞれ異なるため、前任者からの引継事項を基に前例踏襲で業務をこなしている場合が多く、緊急時の発生への対応が万全であるとは必ずしも言えない状況にある。</p> <p>このような状況を全庁的な課題として捉え、施設の種類・用途に応じた管理業務に関するマニキュアの整備や担当職員向けの研修会の開催など、担当職員の知識習得やスキルアップするための機会の創出について検討されたい。なお、検討に当たっては、担当職員の業務負担を勘案するとともに、現場のニーズをよく酌み取り、それらがより実効性の高いものとなるよう期待する。</p>	<p>庁舎管理については、各施設の固有の事情及びニーズに応じ、各施設管理者の責任において、それぞれ固有の事情を考慮した安全性の確保及び所属職員に対する防火管理に係る意識づけの強化等を行うべきと考えます。</p> <p>このことから、各施設管理者が各施設の実態に即したマニキュアの作成や、所属職員の知識取得及び技術向上の一助になるよう、各種通知による助言もしくは消防署等から講師を招いた研修会開催事例など積極的な取り組みも紹介していくことを検討したい。</p>
<p>むすびに</p>	<p>本県の県有施設は老朽化が進む一方で、事故未然防止等の観点から新しい施設基準に適合する設備</p>	

	<p>への更新やメンテナンス性に優れた機能性の高い設備を備える新たな施設が建築されるなど、施設管理に関する業務は複雑化、多様化している。</p> <p>県有施設は災害発生時には救助・復旧活動の拠点や避難所等としての役割も求められており、より一層の適正な管理に努め、県民をはじめとする多くの方々に安全かつ安心して利用していただけるよう、施設の保全及び機能維持に努められたい。</p>	
--	--	--

○宮城県監査委員告示第15号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年6月29日	宮城県監査委員	本 木 忠 一	大 田 裕 郎 成 田 由 加里 吉 田 計
-----------	---------	---------	------------------------------

記

- 1 監査委員の報告日
令和3年3月26日
- 2 通知のあった日
令和3年5月31日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金
 - イ 監査委員の報告の内容
団体の職員に係る諸規程や、団体の運営に係る業務委託契約等において、著しく不適切な点が認められたので、改善を図る必要がある。
 - ロ 措置の内容

公益財団法人みやぎ林業活性化基金（以下「基金」）では、これまで宮城県森林組合連合会（以下「県森連」）との出向契約等に基づき、県森連に在籍する職員によって業務運営がなされてきた。

しかしながら、先般の監査により、このような雇用形態に起因した契約締結日の運延の問題、更には雇用形態そのものの問題が指摘されたことから、県森連とともに関係機関等と調整を行った結果、これまでの県森連からの職員出向を改め、令和3年度より基金において職員を直接雇用することとし、併せて組織規程等を改正して改善を図ったところである。

主務課として職員による基金の業務運営内容を適宜確認するなどして、今後の基金の財務内容や運営体制等が健全に保たれるよう適切な指導助言に努めていく方針である。

- (2) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容
 期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

鉄道会社の経営改善については、これまで鉄道施設の上下分離（H23）や県からの借入金金利及び元本償還期間の見直し（H27）などの措置を講じ、また、仙台国際空港株式会社、JR東日本等の関係機関が一堂に会して意見交換を行う「仙台空港アクセス鉄道の利便性向上等に関する意見交換会」を開催し、運行間隔の短縮化や4両編成での運行本数の増加など、鉄道利用者の利便性向上を図り、利用者の増加に繋げるなど、経営の安定化に向けた支援を行ってきたところである。

また、平成30年5月には、鉄道会社において、2020年度単年度黒字化、2025年度債務超過解消を目標に掲げた「仙台空港鉄道株式会社中期経営計画」を、県では、平成31年3月に「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を策定し、利用者の拡大、広告収入の拡大などの経営安定化に向けた取組を推進してきた。

空港旅客の増加に伴う鉄道利用者の増加により、令和元年度の利用者数は過去最高となる397万人を記録し、2年連続で単年度での黒字を達成したが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大幅に減少し、大変厳しい状況となっている。

県としては、鉄道会社の経営改善に向けた取り組みを支援するとともに、鉄道利用者の約半数は空港旅客であり、収益の改善に直結することから、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見据えながら、仙台国際空港株式会社や地元自治体・経済界と連携し、時機を逸することなく、航空需要の回復に向けたキャンペーンや、運用時間の24時間化の強みを活かしたエアポートセールスを展開し、仙台空港の利用促進に取り組んでいく。